

## 普通徴収の方へ【口座振替のご案内】

介護保険料を「普通徴収（納付書による金融機関窓口払い）」で納める方は「口座振替」を選択することができます。

- ・近所に金融機関等がない
- ・忙しくて支払に行く時間がない
- ・他の支払もあり納期限を覚えられない

そんなときは

口座振替にすると簡単に保険料を納めることができます（納め忘れもなくて安心・便利です）

### 【申込方法】

対応金融機関の窓口で申込用紙を準備していますので、下記のものをご持参ください。  
 預貯金通帳 ・ 金融機関届出の印鑑 ・ 介護保険料納入通知書



### 【対応金融機関】

沖縄銀行 ・ 琉球銀行 ・ 沖縄海邦銀行 ・ 沖縄県農業協同組合 ・ 沖縄県労働金庫  
 コザ信用金庫 ・ ゆうちょ銀行

### 【平成25年度 振替予定日】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	※	—	—	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	※
振替予定日	—	—	—	7月25日 (木)	8月26日 (月)	9月25日 (水)	10月25日 (金)	11月25日 (月)	12月25日 (水)	1月27日 (月)	2月25日 (火)	—

- ※年度末（2月・3月）に対象者になった方は、最初は3月・4月に納付書による金融機関窓口払いとなります。
- ・お申し込みから口座振替開始までの間や、残高不足等により口座引落ができない場合は、納付書で納めていただくことになります。ご了承ください。
- ・お申し込みから口座振替開始までは約1か月かかりますので、ご了承ください（口座振替開始は、申込日の翌月以降からの予定です）。

## 給付制限について（介護保険料を納め忘れすると・・・）

介護保険料は、介護保険サービスに必要な費用をまかなう大切な財源です。  
 保険料を納め忘れると、滞納期間に応じて、以下の給付制限が行われる場合があります。

### 【1年以上、滞納していると・・・】

介護保険サービスを利用するとき一旦、費用の全額を自己負担します。  
 後日、役場に申請することにより、保険給付分（9割分）の払戻を受けることになります。

### 【1年6ヶ月以上、滞納していると・・・】

保険給付分（9割分）の払戻が差し止められます。  
 また、差し止められた保険給付分（9割分）から、滞納保険料額が控除されます。

### 【2年以上、滞納していると・・・】

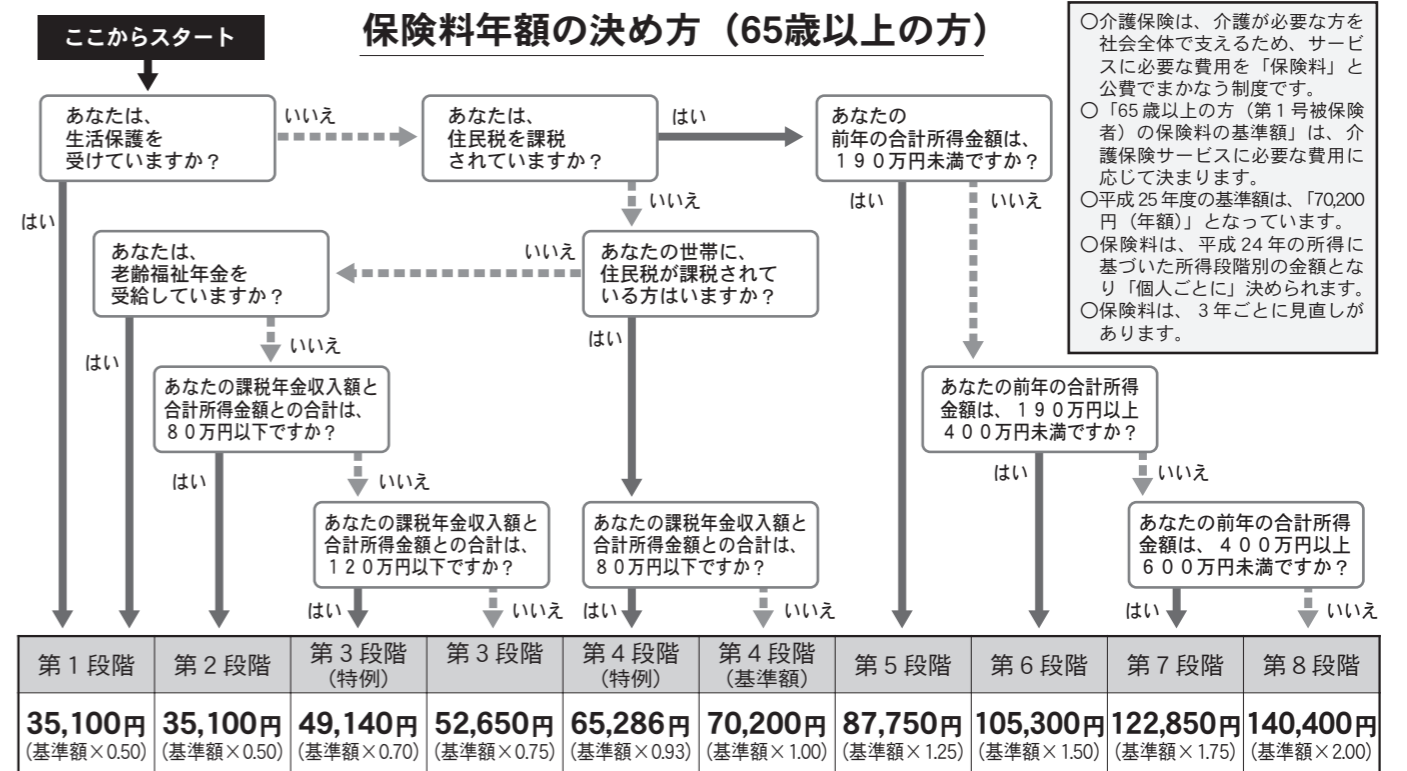
滞納額に応じて一定期間、利用者負担分が「1割」から「3割」に引き上げられます。  
 また、高額介護サービス費等の支給も受けられなくなります。



お問い合わせ 福祉部 介護支援課 ☎945-5013

平成24～26年度

# 西原町の介護保険料



○介護保険は、介護が必要な方を社会全体で支えるため、サービスに必要な費用を「保険料」と公費でまかなう制度です。  
 ○「65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料の基準額」は、介護保険サービスに必要な費用に応じて決まります。  
 ○平成25年度の基準額は、「70,200円（年額）」となっています。  
 ○保険料は、平成24年の所得に基づいた所得段階別の金額となり「個人ごとに」決められます。  
 ○保険料は、3年ごとに見直しがあります。

## 納付方法には2種類（普通徴収・特別徴収）あります！

※ 納付方法は、年金受給額によって決められています（個人で選択することはできません）。役場からの通知に記載されているとおり、決定された方法で納付をお願いします。

### 1. 普通徴収 → 納付書による金融機関窓口払い（もしくは口座引落）で納めます。

- 対象：①年間の年金額が18万円に満たない方 ②年度途中で65歳になられた方（資格到達）  
 ③年度途中で西原町に転入された方
- 納期：年8回（7月～2月）です。

※年度末（2月・3月）に対象者になられた方は、3月・4月に納めていただくことになります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	※	—	—	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	※

### 2. 特別徴収 → 年金天引きで納めます。

- 対象：年間の年金額が18万円以上の方
- 納期：年6回（年金支給月）です。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	1期	—	2期	—	3期	—	4期	—	5期	—	6期	—

※ おおむね半年から1年で、普通徴収から特別徴収に切り替わります。ただし以下の場合は、年金額や資格到達に関わらず一時的に普通徴収に切り替わります。

- 現況届の提出遅れにより、年金の支給停止や現況確認がとれない場合
- 年度途中で、保険料額や年金支給額が変更になった場合
- 年金受給権を担保にした場合
- 年金をもらっていない場合



### ※ 特別徴収の方へ 「仮徴収」と「本徴収」のお知らせ

- 前年度から継続の特別徴収の方、または今年度4月から新たに特別徴収が開始された方の介護保険料は、「4月・6月・8月（仮徴収期）」と「10月・12月・2月（本徴収期）」に区別されます。前年の所得が確定する前の4月・6月の介護保険料については、2月の納付額と同額です。
- 8月以降の介護保険料については、前年の所得に基づき保険料額が確定した後に、年間保険料額から既に「仮徴収」として納付済みの金額（4月・6月）を差し引いた残りの金額を振り分けて、納めていただきます。

7月は普通徴収第1期分の納付月です（口座振替は 7/25（木）です）